

検証意見書



2026年5月25日
意見書番号：SGS26/106

太平洋工業株式会社
岐阜県大垣市久徳町 100 番地
代表取締役社長
小川 哲史 様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、太平洋工業株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、Scope 1 及び Scope 2、Scope 3 である。
対象期間は 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日である。
詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：九州工場及び養老工場の現地検証及び証憑突合、本社での Pacific Manufacturing Ohio, Inc.および太平洋エアコントロール工業株式会社の証憑突合、およびその他検証対象範囲に対する分析の検討及び質問

判断基準は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 5.0 及び IEA Emission Factors 2022、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver. 2.6、同算定のための排出量原単位データベース Ver. 3.4、IDEA Ver.2、組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 1 3 4
横浜ビジネスパーク ノーススクエア I
ビジネス アシュアランス
認証・認定統括責任者

竹内 裕二

別紙

2026 年 5 月 25 日
意見書番号：SGS26/106

検証対象範囲の詳細

検証対象		検証範囲	GHG等に関するステートメント
1	Scope 1, 2 (エネルギー起源CO ₂) 海外拠点の敷地外の移動体の燃料は除く	組織及び国内・海外連結会社 15 社 22 拠点	Scope 1 : 15.1 千t-CO ₂ Scope 2 : 49.9 千t-CO ₂
2	Scope 3 (カテゴリー1) 購入原材料に限る	組織単体	409.6 千t-CO ₂
3	Scope 3 (カテゴリー3) 海外拠点の敷地外の移動体の燃料は除く	組織及び国内・海外連結会社 15 社 22 拠点	12.1 千t-CO ₂